

NBDCにおける、共有先を限定したデータとしての 「グループ共有データ」取り扱いの原則

NBDCでは、生命科学分野において産出されたデータの利活用を促進する活動を展開しており、従前から、非制限公開(個人情報等の機微情報にあたるものについては一部制限公開)でのデータ提供を推奨している。

しかしながら、公開の前段階として、グループでのデータ共有を進めることもデータの利活用を促進する観点から意義があると考え、上記、非制限公開/制限公開に加え、データ提供者の意向を踏まえた「グループ共有データ」の提供も受け入れることとする。

なお、「グループ共有データ」は、オープンサイエンスの考え方を踏まえ、データの利活用が促進されることが見込まれる下記条件を満たすデータに限定するものとする。

**データ利活用を限定的範囲に固定せず、利活用の拡がりを担保する仕組みがあること、
あるいは合理的な一定期間経過後の公開等が担保されていること。**

- ※対象とするデータは、上述に合致するデータ共有方針を提示する助成機関やプロジェクト等から研究資金を受け、当該方針を遵守した研究の遂行により産出・提供されたデータとする。
- ※当面はAMEDが定める、“疾患克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー”が適用される事業の「制限共有データ」への対応を想定。(上記ポリシーでは、データ提供者への研究資金支援者(AMED)が、グループ外からのデータ利用希望に対し、データ提供者に積極的調整を実施することとしている。)
- ※今後、上記AMED事業だけでなく、生命科学データの共有・利活用の促進を図る「グループ共有データ」も受け入れていく。

以上